

## 生活 住宅用新エネルギー設備等設置費の補助

新エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光発電システム・太陽熱利用システム・ペレットストーブを導入する方に設置費の一部を補助します。

### ●対象機器

①太陽光発電システム…一般住宅の屋根などに設置する太陽光発電システムで、電力会社と電気受給契約を締結するもの。

②太陽熱利用システム…一般住宅の屋根などに設置する太陽熱利用システムで、給湯・冷暖房などに使用されるソーラーシステムや太陽熱温水器。

③ペレットストーブ…木質ペレットを燃料として、住宅部分に暖房用として設置するストーブ。

### ●補助金額

①太陽光発電システム…1Kw 当たり 2 万円 (4Kw 上限 8 万円)

②太陽熱利用システム…設置に要する経費の 10 分の 1 (上限 8 万円)

③ペレットストーブ…設置に要する経費の 10 分の 2 (上限 8 万円)

●受付期限 28 年 2 月 29 日(月)

### ●予定件数

①太陽光発電システム…90 件程度

②太陽熱利用システム…2 件程度

③ペレットストーブ…2 件程度

### ●その他

申請件数が多数の場合は、予算額に到達次第締め切ります。予算額を超えた日(消印または持参日)の申請は抽選になります。

問 総務部 協働まちづくり課 ☎81-2135

## 税金 自動車税のお知らせ

自動車税は毎年 4 月 1 日現在で運輸支局の登録名義人である所有者が納めることとなります。

納期内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます。※一部取り扱っていない店舗もあります。

納税通知書は 5 月上旬にお送りしますので、転居などで届かない場合はご連絡ください。

### ●自動車税の減免制度について

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車は、納税義務者の申請で自動車税が減免される制度がありますので、4 月 1 日から 6 月 1 日までに申請してください。

### 問・申

県中地方振興局 県税部 課税第二課 ☎024-935-1261

## 募集 田村市公用車広告(有料)募集

●掲載車両 市公用車 74 台

●掲載位置 車両の車体両側面(原則として後部ドア)

### ●規格

①軽・普通乗用車…縦 30cm × 横 50cm 2 箇所

②バス…縦 40cm × 横 100cm 2 箇所

### ●広告料

①軽・普通乗用車 1 台当り…3,240 円(1 カ月)

②バス 1 台当り…5,400 円(1 カ月)

●広告期間 1 カ月を単位とし、協議した期間

●広告方法 ラッピング・フィルム、カッティング・シートなど剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼り付けとします。車体塗装はできません。

●申込方法 所定の申込書に広告原稿と申込者の事業内容が記載された書類を添えて提出してください。申込書は市ホームページからダウンロードできます。なお、申し込みに要する費用は申込者の負担とします。

●その他 広告の内容が本市の定める広告掲載要綱・基準等に反するものは掲載できません。

詳しい内容はお問い合わせください。

問・申 総務部 財政課 ☎81-2118

## 生活 障害者日常生活用具の対象拡大(地デジ対応ラジオ)

地デジ対応ラジオが 4 月 1 日から障害者日常生活用具の給付対象になります。

●対象者 視覚障害 2 級以上の方

●性能 地上デジタル放送を受信できるラジオ

●基準額 29,000 円

※基準額を超える場合、差額は自己負担となります。

問 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115



## 募集 市臨時職員募集「調理用務補助員」

●職種 調理用務補助員(パート)

●採用予定人員 2 人

●勤務場所 船引総合福祉センター

●応募資格 特になし

※市臨時職員で通算 60 カ月以上の勤務となる方は、応募できません。

### ●雇用期間

4 月 20 日～10 月 19 日

※雇用期間終了後も再雇用する場合があります。

### ●賃金

時給 780 円(ほか通勤手当有)

●勤務日数 月 15～20 日程度(変動シフト制)

●勤務時間 1 日 2～4 時間程度

### ●提出書類

市販または市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの

※指定の履歴書は社会福祉課または、船引総合福祉センターで配布します。

### ●募集期間

4 月 1 日(水)～16 日(木)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土・日・祝日を除く)

### 問・申

保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

船引総合福祉センター ☎82-0600

## 募集 市営住宅入居者募集

神俣団地 2 号棟(滝根)

●部屋番号 21 号(4 階)

●建築年 昭和 58 年

●構造 中層耐火 4 階

●間取り 3DK ●駐車場 有

●家賃 15,100 円～

※家賃は所得に応じて金額が変わります。

### 【入居者資格】

①現在、同居または同居しようとする親族があること②世帯の収入が基準額を超えないこと③現在、住宅に困窮していること④市税を滞納していないこと⑤暴力団員でないこと

### ●申込方法

4 月 15 日(水)までに、建設部都市計画課または各行政局産業建設課に備え付けの申込書に必要書類を添えてお申し込みください。

※申込者多数の場合は、抽選になります。

### 問・申

滝根行政局 産業建設課 ☎78-1205

建設部 都市計画課 ☎82-1114

## 募集 市臨時職員募集「一般事務員・パート」

●職種・募集人数

一般事務員…1 人

一般事務(パート)…1 人

### ●勤務場所

老人憩の家「針湯荘」

### ●応募資格

①普通自動車免許

②簡単なパソコン操作ができる方

### ●雇用期間

5 月 1 日～10 月 31 日

### ●賃金

一般事務員…月額 6,300 円

一般事務(パート)…時給 810 円

### ●勤務日数

一般事務員…月 20 日程度

一般事務(パート)…月 11 日程度

※いずれも土・日・祝日を含む。

### ●勤務時間

老人憩の家「針湯荘」の勤務形態による

### ●提出書類

市販または市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの

※市指定の履歴書は保健福祉部介護福祉課および老人憩の家針湯荘で配布します。

### ●募集期間

4 月 1 日(水)～17 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土・日・祝日を除く)

### 問・申

保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

老人の家針湯荘 ☎78-2010

## 救命 救命講習のご案内

急な病気や事故の時、救命にはその場に居合わせた方々の適切な応急手当が大切です。

消防署では、管内にお住まい、またはお勤めの方を対象に心肺蘇生法や AED の使い方などの救命講習を開催しています。

大切な人や家族の命を守るため、知識と技術を身に付けましょう。受講を希望される方は、消防署にお問い合わせください。

開催日時などは、ホームページをご覧ください。

問 郡山消防本部 消防課

☎024-923-1469

<http://www.shobo.koriyama.fukushima.jp>

田村消防署 ☎82-1200

## 募集 市臨時職員募集「一般事務員」

●職種・募集人数

一般事務員…1 人

### ●勤務場所

総務部協働まちづくり課

### ●雇用期間

5 月 1 日～9 月 30 日

※雇用期間終了後も再雇用する場合があります。

### ●賃金 月額 6,300 円

### ●勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土・日・祝日は休み

●その他 社会保険に加入していただきます。

### ●提出書類

市販または市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの

※市指定の履歴書は総務部協働まちづくり課で配布します。

### ●募集期間

4 月 1 日(水)～17 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土・日・祝日を除く)

問・申 総務部 協働まちづくり課

☎81-2135

## 募集 市臨時職員募集「土木作業員」

●職種・募集人数

土木作業員…5 人

### ●勤務場所

産業部農林課または各行政局のいずれか

### ●応募資格

普通自動車免許(AT 限定不可)

### ●雇用期間

5 月 1 日～3 月 31 日

●賃金 月額 6,500 円

### ●勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土・日・祝日は休み

●その他 社会保険に加入していただきます。

### ●提出書類

市販または市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの

※市指定の履歴書は産業部農林課および各行政局産業建設課で配布します。

### ●募集期間

4 月 1 日(水)～17 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土・日・祝日を除く)

### 問・申

産業部 農林課 ☎81-2511

各行政局 産業建設課

## 田村市の人口

平成 27 年 2 月 1 日現在

総人口 **37,612** 人

世帯数 **11,818** 世帯

この数値は、平成 22 年国勢調査の確報値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。

## 主な問い合わせ先

●田村市役所  
〒963-4393  
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2  
☎81-2111(代表) FAX 81-2522

●滝根行政局  
〒963-3692  
田村市滝根町神俣字関場 118 番地  
☎78-2111(代表) FAX 78-3710

●大越行政局  
〒963-4192  
田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1  
☎79-2111(代表) FAX 79-2953

●都路行政局  
〒963-4701  
田村市都路町古道字本町 33 番地 4  
☎75-2111(代表) FAX 75-2844

●常葉行政局  
〒963-4692  
田村市常葉町常葉字町裏 1 番地  
☎77-2111(代表) FAX 77-2115

●滝根公民館…☎78-2001  
FAX 78-2159

●大越公民館…☎79-2161  
FAX 79-2162

●都路公民館…☎75-2063  
FAX 75-2210

●常葉公民館…☎77-2013  
FAX 77-2056

●船引公民館…☎82-1133  
FAX 82-5530

## 防火 山火事防止

この時季は空気が乾燥し、ちょっとした不注意で、たき火などから燃え広がってしまう場合があります。次の内容を確認し、一人一人が、火気の取り扱いに注意しましょう。

### ●火災予防のための注意点

- ①たき火をしない。
- ②たばこの投げ捨てはしない。
- ③強風および乾燥時には、火気の取り扱いに十分注意する。
- ④火気の使用中はその場を離れず、完全に消火する。

問 郡山消防本部 予防課

☎024-923-1878